

多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）

令和4年2月1日

要綱第●号

（目的）

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、多摩市女と男の平等参画を推進する条例(平成25年9月30日条例第38号)第3条に定める理念に基づき、性別による差別的扱いを含めた諸問題に対応し、自らの意志では解決することのできない性的指向及び性自認に関する悩みや課題を抱えている当事者が安定した地域生活を送ることができる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互の合意のもと協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が多様な性的指向又は性自認をもつ2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 市長に対し、パートナーシップにある者の双方が、お互いがパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) 性的指向 人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向（この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性がある。）をいう。
- (4) 性自認 自分がどの性別であるかの認識（この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる。）のことをいう。

（宣誓者の要件）

第3条 パートナーシップにある当事者双方が次の各号のいずれにも該当するときは、市長に対しパートナーシップの宣誓(以下「宣誓」という。)をすることができる。

- (1) 宣誓当日において、民法(明治29年法律第89号)第4条(成年)に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。  
ア 一方又は双方が多摩市内(以下、「市内」という)に住所を有していること。  
イ 一方が3カ月以内に市内に住所を有することを予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び当該宣誓に係るパートナーシップ以外のパートナーシップを有しないこと。

- (4) 双方の関係が民法第 734 条(近親者間の婚姻の禁止)及び第 735 条(直系姻族間の婚姻の禁止)の規定により、婚姻をすることができないものでないこと。

(宣誓の方法)

第 4 条 宣誓をしようとする者は、市の職員の面前において、多摩市パートナーシップ宣誓書(様式第 1 号。以下「宣誓書」という。)及び多摩市パートナーシップの宣誓に係る確認書(様式第 2 号。以下「確認書」という。)に次に掲げる書類(第 1 号及び第 2 号の書類は、宣誓する日の 3 カ月以内に発行されたものとする)を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
  - (2) 戸籍抄本もしくは戸籍証明書又は独身証明書
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項各号に掲げる書類は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が外国籍を有する等の理由によりこれを提出できない特別の事情があると認められるときは、市長が適当と認める書類をもってこれに代えることができる。
- 3 宣誓をしようとする者が市内に住所を有することを予定している者である場合は、宣誓日から 3 カ月以内に市内に住所を有したことがわかる書類を速やかに提出しなければならない。
- 4 宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら署名することができないときは、市の職員及び当該宣誓をしようとする者双方の立会いの下で、他の者が代わりに署名することができる。
- 5 前項の規定は、第 8 条の規定による再交付の申請及び第 9 条の規定による返還の届出について準用する。
- 6 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について、事前に市と調整するものとする。

(通称の使用)

第 5 条 宣誓をしようとする者又は第 8 条に規定する宣誓者は、宣誓において戸籍簿に記載された氏名(外国人にあつては、これに準ずるもの。以下この条において「本名」という。)と通称(本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。)を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(交付)

第 6 条 市長は、第 4 条の規定により宣誓がされた場合において、当該宣誓をした者が第 3 条に定める要件に該当すると認めるときは、当該者に対し、多摩市パートナーシップ宣誓

書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)及び多摩市パートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第4号。以下「受領証カード」という。)(以下これらを「受領証等」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、宣誓をした者の双方が宣誓日において多摩市外に住所を有し、第3条第2号イの要件に該当する者であるときは多摩市パートナーシップ宣誓書受付票(様式第5号。以下「受付票」という。)を交付するものとする。

- 2 市長は、前項ただし書の規定により受付票の交付を受けた者から、宣誓日から3カ月以内に当該受付票及び市内への転入を証する住民票の写しの提出があったときは、受領証等を交付するものとする。

(宣誓書記載事項の変更)

第7条 宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更があった場合は、多摩市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届(様式第6号)に、その事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(受領証等の再交付)

第8条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、受領証又受領証カードを紛失し、毀損し、又は汚損したときは、多摩市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第7号。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。氏名又は通称に変更があったときも同様とする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、多摩市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第8号。以下「返還届」という。)に受領証等を添えて市長に返還しなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない事情により当該受領証等の返還が困難である場合は、返還届のみの提出でよいものとする。

- (1) 第3条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

(本人確認)

第10条 市長は、宣誓をしようとする者又は宣誓者が宣誓書、確認書、再交付申請書又は返還届(以下この条において「宣誓書等」という。)を提出するときは、当該宣誓書等を提出する者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(無効となる宣誓)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時点以降に限って無効とする。

- (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- (3) 第3条各号の規定に反しているとき
- (4) 第4条第3項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を期限内に提出しなかったとき

(返還または無効にかかる交付番号の公表)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、第9条により返還となり、または前条により無効とした受領証の交付番号(受領証ごとに付加された番号をいう。)を公表することができる。

(宣誓書の保存)

第13条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。ただし、第8条及び第10条の規定により返還又は無効となった場合はこれを廃棄するものとする。

(啓発)

第14条 市長は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

030914

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の実施のために必要な準備行為をすることができる。

様式 略